

番号	512
特定事業の名称	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領(平成15年9月10日法務省管在第5329号)第12編第2章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに新店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> <p>(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1.の申請をする地方公共団体は、上記1.(1)の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1.(1)の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる から の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、更に外国企業に転貸する場合においては、 から に加えて の要件も満たさなければならない。</p> <p>【要件】</p> <p>賃貸借が可能である施設が存在していること(ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)</p> <p>地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。</p> <p>本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用できなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。</p> <p>本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。</p> <p>当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力をを行うこと。</p> <p>施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	707
特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法(昭和28年法律第6号)第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者(以下この表において「特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、酒税法第3条第19号(その他の用語の定義)に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したものに限る。以下この表において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品()原料として発酵させたもので、こさないものに限る。この表において「濁酒」という。)を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた農業者による濁酒の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、同法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、同法第7条第2項(最低製造数量基準)及び第12条第4号(酒類の製造免許の取消)の規定は、適用しない。</p> <p>2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法第28条第1項に規定する濁酒に限る旨の条件を付することができる。</p> <p>3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合又は濁酒の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合には、税務署長は、濁酒の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>財務省令で定める物品とは、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法(昭和22年法律第26号)第80条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該特区内の幼稚園においては学校教育法第78条第2号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満2歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該特区内の幼稚園に入園することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、全国展開の措置として、「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について(通知)」が発出されています。

なお、構造改革特別区域法における関係規定の削除に係る施行日については、平成20年4月1日となっています。

番号	833
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(昭和51年1月23日文部事務次官通達)第五.5.(2)(3)(4) 各種学校規程の制定について(昭和31年12月27日文部事務次官通達)第九条について 私立学校法の施行について(昭和25年3月14日文部次官通達)四2(三2) 準学校法人の認可基準の解釈および運用について(昭和35年5月26日文部省管理局長通達)別紙 1(2)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	専修学校又は各種学校の設置認可及びこれらの設置を目的とする準学校法人の寄附行為(の変更)の認可に当たっては、校地・校舎は原則として自己所有であることを求めている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、教育上の特段のニーズがあると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該ニーズに対応した教育を行う専修学校若しくは各種学校の設置又はこれらの学校の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可(既存の学校法人の寄附行為の変更の認可を含む。)に当たっては、学校経営の安定性・継続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合に、その校地・校舎等の自己所有要件を求める必要がないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成20年度の設置認可申請からの適用が可能となるよう、平成19年度中に全国展開される予定となっています。

番号	911 - 1
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)の性能検査については、原則として開放検査を行わなければならない。開放検査はその周期が定められている。
特例措置の内容	ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、連続運転の実績のある事業場が更に延長することについて、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体からその安全性を実証する(1)から(3)のデータ等の提供を受け、当該内容について厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、(1)から(3)のボイラー等に係る今回の検査周期の延長措置が現行の連続運転に係る規定で担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該特区内に設置されるボイラー等の性能検査の開放検査の最長の周期については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した開放検査の周期とする。 (1)当該ボイラー等の仕様(構造、材料等) (2)開放検査の周期の延長が可能であると判断できる当該ボイラー等の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献 (3)具体的な開放検査の周期
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	911-2
特定事業の名称	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第40条、第75条 ボイラー等の連続運転に係る認定制度について(平成14年3月29日付け基発第0329018号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	ボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)の連続運転については、安全管理、運転管理、保安全管理等の認定要件を満たさなければならない。
特例措置の内容	一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保安全管理(以下「安全管理等」という。)に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)及び(2)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 (1)一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 (2)(1)の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策
同意の要件	上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)及び(2)の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1007
特定事業の名称	特定漁港施設運営高度化推進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条第1項 国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第1項 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第1項 民法(明治29年法律第89号)第604条 借地借家法(平成3年法律第90号)第3条及び第4条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)(抜粋) 第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。 国有財産法(昭和23年法律第73号)(抜粋) 第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。 地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋) 第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 民法(明治29年法律第89号)(抜粋) 第604条 賃貸借の存続期間は、20年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、20年とする。 2 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から20年を超えることができない。 借地借家法(平成3年法律第90号)(抜粋) 第3条 借地権の存続期間は、30年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。 第4条 当事者が借地契約を更新する場合には、その期間は、更新の日から10年(借地権の設定後の最初の更新にあつては、20年)とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する特区内の漁港(漁港漁場整備法第2条に規定する漁港であつて、その取り扱う水産物の数量が一定数量以上であるものに限る。以下同じ。)において、特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設、係留施設、輸送施設等をいう。)の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善等の特定漁港施設の機能の高度化に資するもの(以下「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。)のうち、当該漁港の漁港管理者(同法第25条第1項又は第2項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。)により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有すること並びに水産物の流通の高度化に関する知識及び技術を有することという基準に適合すると認められた者(以下「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下同じ。)は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。 2. 上記1.の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。 3. 国有財産法第21条及び第23条から第25条まで並びに地方自治法第238条の5第4項から第6項までの規定は、上記1.の規定による貸付けについて準用する。 4. 上記1.の規定により国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によつてする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第8項の規定により認定(同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。

	<p>5. 漁港管理者は、特定漁港施設を貸し付ける者が上記1.の基準に適合すると認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5.に定めるもののほか、漁港管理者は、特定漁港施設の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表しなければならない。また、国又は地方公共団体は、特定漁港施設貸付契約において、契約解除条項、報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p>
同意の要件	法第21条で定める所要の手続にのっとっていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、「漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出しており、法案が成立した場合には、平成19年度中(公布の日から3ヶ月以内)に全国展開される予定となっています。

番号	1115
特定事業の名称	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(平成11年9月22日立局第1号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	認定完成・保安検査実施者が行うことのできる自主検査の対象は、製造施設の処理能力が20%以上の増加を伴う工事以外の工事としている。
特例措置の内容	地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)、(2)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、当該特区内の認定検査実施者の自主検査対象については、当該特区内において実施しようとする下記(2)に記載した処理能力の増加率まで自主検査対象を拡大することができる。 (1)処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領(例えば、施設の危険度評価や事業者の管理能力を客観的に評価するシステム) (2)具体的な処理能力の増加率の上限
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)、(2)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成19年5月に全国展開される予定となっています。

番号	1121
特定事業の名称	小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)第14条、第15条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自転車競技法施行規則第15条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項(1)に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、自転車競技法第4条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限(経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数(2)を超えない範囲内で定めたものに限る。)</p> <p>2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>(1)施設に関すること</p> <p>当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること 入場者の用に供する設備が整備されていること 管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>(2)運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口(払戻しを含む)の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い	特になし

番号	1130
特定事業の名称	オートレース小規模場外車券発売施設事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	小型自動車競走法施行規則(平成14年経済産業省令第98号)第11条、第12条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	小型自動車競走法施行規則第12条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。
特例措置の内容	地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認め、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項(1)に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、小型自動車競走法第6条の2第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。 1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限(経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数(2)を超えない範囲内で定めたものに限る。) 2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲 1 告示で定める施設が備えるべき事項 (1)施設に関すること 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること 入場者の用に供する設備が整備されていること 管理運営に必要な設備が整備されていること (2)運営に関すること 車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること 2 告示で定める施設の規模の上限 窓口(払戻しを含む)の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1140
特定事業の名称	競輪場の入場料無料化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	自転車競技法施行規則(平成14年経済産業省令第97号)第19条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	競輪場で競輪を開催するときにおいて、競輪施行者は入場者から50円以上の入場料を取らなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、競輪施行者として構造改革特別区域内の競輪場において開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日の入場者については、自転車競技法第6条の経済産業省令で定める者とみなす。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出しており、法案が成立した場合、あわせて自転車競技法施行規則を改正することにより、法律の公布日(施行日)に全国展開する予定となっています。

番号	1303
特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成14年環境省告示第86号))
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。従事者を限定的に取り扱っている。
特例措置の内容	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めたところであるが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、既に行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、特区内における捕獲の場合についても適用する。
同意の要件	円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置として、関係者間で事業の円滑な実施のための取組が認められること、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし